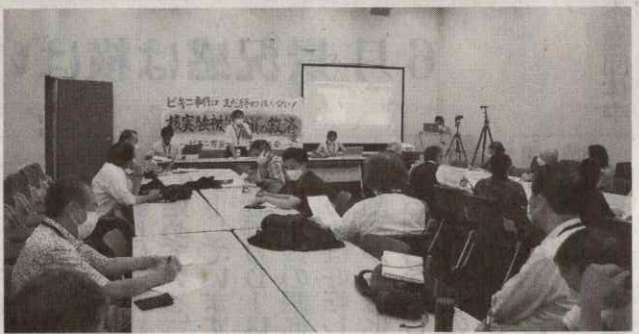


ビキニ被ばく船員訴訟 第1回弁論



オンラインで高知と結んだ報告集会で報告する内藤弁護士＝26日、参院議員会館

目米に切り捨てられた

アメリカの太平洋ビキニ核実験（1954年）で被ばくしたマグロ漁船員らが、後に発症したがんなどにに対し船員保険の適用（療養給付と遺族給付）を全国健康保険協会船員保険部に求めた裁判の第1回口頭弁論が26日、東京地裁（岡田幸人裁判長）で行われました。

東京地裁

原告は船員4人と遺族8人。原告側代理人の内藤雅義弁護士が意見陳述。「1954年の米国によるビキニ核実験で被災した漁船は約1000隻、被災漁船員は約1万人以上といわれるが、55年1月4日の日米合意により多数の船員の被災事実が切り捨てられた」と指摘。背景について、「ビキニ被災が第五福

丸以外に広く存在していることが明白になり、原水爆禁止運動が拡大することは日米両政府にとって望ましいこととなく、日米合意は、その鎮静化を図るという目的があった」としました。ビキニ被災に伴う放射性物質問題から日本で核技術開発への反対世論が強まることは原子力開発を共同して推進しようとした日米両政府に望ましくなかったと述べました。

最後に来年に予定される核兵器禁止条約締約国会議までに、核実験被害者に対する各国における援助内容を調査・報告することにな

報告集會

第1回口頭弁論の傍聴席には、日本被団協代表委員・田中照巳氏ら多くの被爆者が傍聴。全日本民医連の岸本啓介事務局長は、「2年前の総会からビキニ裁判の支援を決めています。広島、長崎と同じ内部被ばくという被害者がいるわけです。支援の輪を広げたい」と語りました。

坂純事務局長は、「人類を破滅に追い込む核軍拡競争を米ロ（旧ソ連）がおこない、その被災者を置き去りにした大事件です。平和運動にとっても大きな問題。支援の輪を広げたい」と話しました。

弁論後、参院議員会館で開かれた報告集會では、日米政治決着によってアメリカへの損害賠償請求権が奪われたとして、日本政府に対して損失補償を求めるとして、日本被団協の裁判（高知地裁）の原告らとオンラインで交流しました。東京の被爆者団体・東友会代表理事の家島昌志さんは、「核実験被害者は、核実験被害者は被爆者と同じ。原水爆禁止運動がビキニ事件が発端だったことを考えるとひとごとでない。一致団結してがんばろう」といいたい」と発言しました。

ひと

核実験被害を記録するビキニ核被災センターの一員



いま じょう 隆 さん (61)

中学校教員で、全教の組合員として平和教育に熱心でした。退職した4年前から得意の映像技術を生かして、水爆核実験で被害に遭った元マグロ漁船員の被ばく証言を記録する活動で忙しい日々を送っています。「現場に平和教育の教材があるのです。小・中・高校の授業か、市民学習用に使えるビデオをつくれればいい孫だとわかりました。

「ほかにも、教え子のおじいちゃんだった人が何人もいます。私たちの周辺に被害者がいるわけです。事件のリアリティーが違う。人ごとでなく自分ごとです」

一軒家の一室は、さまざまな映像づくりの機材が所狭しと置かれていました。もともと中学生のころ、映画界の巨匠・山本薩夫が監督した映画の録音助手を務めた叔父さんが、録音機器の部品などを送ってくれたのがきっかけ。居間に置かれた手作りのレコードプレーヤー・スピーカーから、クラシックやジャズを聞く心が和むとか。

ビデオ教材「核被災と核兵器禁止条約」が1作目。「芸術作品というより、記録、教材ならできます。映像プロに頼むより、高知に生きる者の務めです」

文・写真 阿部 活士